

⑤都市計画決定権者一覧

(令和8年4月1日現在)

都市計画の内容		市町村決定(*1)	都道府県(指定都市(*2))決定		
			大臣同意不要	大臣同意必要	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針			○	
	その他		○		
区域区分				○	
都市再開発方針等			○		
地域	用途地域	○			
	特別用途地区	○			
	特定用途制限地域	○			
	特例容積率適用地区	○			
	高層住居誘導地区	○			
	高度地区	○			
	高度利用地区	○			
	特定街区	○			
	都市再生特別地区			○	
	居住調整地域	○			
	居住環境向上用途誘導地区	○			
	特定用途誘導地区	○			
	防火地域・準防火地域	○			
	特定防災街区整備地区	○			
	景観地区	○			
	風致地区	二以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの		○	
		その他	○		
	駐車場整備地区	○			
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾			○
		重要港湾 その他	○	○	
歴史的風土特別保存地区				○	
緑地保全地域	二以上の市町村の区域にわたるもの		○		
	その他	○			
特別緑地保全地区	二以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの		○		
	その他	○			
(近郊緑地特別保全地区)				○	
緑化地域	○				
流通業務地区			○		
生産緑地地区	○				
伝統的建造物群保存地区	○				
航空機騒音障害防止地区			○		
航空機騒音障害防止特別地区			○		
促進区域	市街地再開発促進区域	○			
	土地区画整理促進区域	○			
	住宅街区整備促進区域	○			
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			
遊休土地転換利用促進地区	○				
被災市街地復興推進地域	○				
都市施設	道路	一般国道		○	
		都道府県道		○	
		その他の道路	○		
		高速自動車国道		○	
		自動車専用道路 首都高速道路 その他		○	
都市高速鉄道			○		
空港	駐車場	○			
		自動車ターミナル	○		
		空港	第1種		●
第2種・第3種			●		
その他	○				

都市計画の内容		市町村決定(*1)	都道府県(指定都市(*2))決定	
			大臣同意不要	大臣同意必要
公園・緑地・ 広場・墓園	国が設置する公園・緑地で面積が10ha以上のもの			●
	国が設置する広場・墓園で面積が10ha以上のもの		○	
その他公共空地	県が設置する面積10ha以上のもの		○	
	その他	○		
水道	水道用水供給事業		●	
	その他	○		
電気・ガス供給施設		○		
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	●	
	流域下水道	その他	○	
	その他		○	
汚物処理場・ ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設		○	
	その他	○		
地域冷暖房施設		○		
河川	一級河川			●
	二級河川		○(*3)	
	準用河川	○		
運河			○	
学校		○		
図書館・研究施設等		○		
病院・保育所等		○		
市場・と畜場		○		
火葬場		○		
一団地の住宅施設		○		
一団地の官公庁施設				○
一団地の都市安全確保拠点施設		○		
流通業務団地			○	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○		
一団地の復興再生拠点市街地形成施設		○		
一団地の復興拠点市街地形成施設		○		
電気通信事業用施設		○		
防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○		
防潮施設		○		
市街地 開発 事業	土地区画整理事業(*4)	○		
	新住宅市街地開発事業		○	
	工業団地造成事業		○	
	市街地再開発事業(*4)	○		
	新都市基盤整備事業		○	
	住宅街区整備事業(*4)	○		
防災街区整備事業(*4)	○			
市街地 開発 事業等 予 定 区 域	新住宅市街地開発事業予定区域		○	
	工業団地造成事業予定区域		○	
	新都市基盤整備事業予定区域		○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域	○		
	一団地の官公庁施設予定区域			○
	流通業務団地予定区域		○	
地区 計 画 等	地区計画	○(*5)		
	防災街区整備地区計画	○(*5)		
	歴史的風致維持向上地区計画	○(*5)		
	沿道地区計画	○(*5)		
	集落地区計画	○(*5)		

※ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除きます。

*1 市町村の都市計画決定に当たっては、原則として、あらかじめ都道府県知事への協議が必要です(下記*5等、例外あり)。

*2 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても都道府県決定となります。

*3 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限りです。

*4 政令で定める大規模なものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものを除きます。

(土地区画整理事業：50ha超、市街地再開発事業：3ha超、住宅街区整備事業：20ha超、防災街区整備事業：3ha超)

*5 都道府県知事への協議事項は、都市計画に定めようとする事項のうち、地区施設の配置及び規模その他の事項に限定されています。